

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	福島環境カウンセラー協会		
代表者	長澤 利枝	担当者	鈴木 一
所在地	〒970-8026 福島県いわき市平字田町120番地 LATOV 6 階 いわき産業創造館内 M5 TEL: 0246-68-6397 FAX: 0246-68-6397 E-mail: dd8h-szk@asahi-net.or.jp		
設立の経緯 ／沿革	環境カウンセラーとは、市民活動や事業者の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し環境保全活動に関する助言などを行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された人々です。 環境カウンセラー協（議）会は、地域の環境カウンセラーの有志が連携し、情報・ノウハウを交換し、経験交流を通じて、地域に貢献するために活動をしている協会または協議会です。福島環境カウンセラー協会は、全国で設立順35番目の環境カウンセラー協会です。		
団体の目的 ／事業概要	活動地域： 福島県内全域 活動分野： 環境保全活動全般 環境教育（自然系、一般市民啓発系） エコアクション21普及・啓発、コンサル、審査活動 ひとことPR： 福島環境カウンセラー協会は“人材が宝”です。		
活動・事業実績 （企業の場合は 環境に関する 実績を記入）	主な事業活動： ①環境カウンセラー研修事業（東北地区）開催（平成21年度） ②環境カウンセラー応募支援セミナー開催 ③「ふくしま環境・エネルギーフェア」への出展・参加 ④エコアクション21普及・啓発活動 ⑤自然系環境教育 など		
ホームページ			
設立年月	平成13年 7月	*認証年月日（法人団体のみ） 年 月 日	
資本金/基本財産 （企業・財団）	円	活動事業費/ 売上高（H20）	円
組 織	スタッフ／職員数 名（内 専従 名） ----- 個人会員 31名 法人会員 名 その他会員（賛助会員等） 名		

政策のテーマ

仕組み作りによる低炭素地域社会の実現

■政策の分野

- ・持続可能な地域づくり
- ・環境パートナーシップ

■政策の手段

- ・制度整備及び改正
- ・環境教育・ESDの推進

団体名： 福島環境カウンセラー協会

担当者名： 鈴木 一

■キーワード	1. 環境教育と市民活動	2. 市民の取り組むカーボンオフセット			
--------	--------------	---------------------	--	--	--

① 政策の目的

国および地方公共団体は、国民・民間団体・行政・教育機関等地域環境力基盤となる主体が協働して実践する仕組みをつくり、低炭素地域社会の実現をはかる。

② 背景および現状の問題点

1. 環境教育と市民活動

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（「以下」環境教育推進法と略称）は持続可能な社会づくりについて目標と各主体の責務を定めているが、目標に向かって取り組むのは各主体と責務として手法はまかせっぱなしである。たとえばいうと、現法律は画餅を入手する手段が具体的に示されていない。だから百人百様な取組となっている。市民や指導者たちは、自分の金で、自分の時間で自分の知恵で成果こそ報酬取として取り組んでいるのであり、それはそれで評価されるべきだが、個人犠牲のわりには成果（報酬）が少ない。

2. 市民の取り組むカーボンオフセット

わが国の京都議定書目標達成の大半を山林の自然呼吸に依存することとしている。しかし、山林資源は低経済力として放置されたままである。数千年を里山と共生してきた山村住民の高齢化が進み、限界集落となりかねない危機に瀕し、里山は荒廃した。カーボンオフセットは、国際間・企業間・自治体間では経済活動として動き出し、わが国では認証制度も発足した。地球温暖化対策は地球規模で今世紀重要な公益性をもつ。世界のあらゆる主体があらゆる角度から取り組む必要がある。にもかかわらず、市民の地域レベルでの取り組みはまだ当局から示唆・奨励すらされていない。ある環境カウンセラー（以下「EC」と略称）が挑戦を試みたが実らなかった。

③ 政策の概要

1. 環境教育と市民活動

環境問題に関する市民の認識は高まっており、自発型・参加型の市民も広がりを見せている。いま、求められるのは、せつかく、ここまでに使命感を持つにいたった市民・市民団体・事業者など各主体の取組み環境の法的整備であると考ええる。

○環境教育推進法等環境教育関連枠組みの整備

- 1) 国・都道府県・市町村に民（市民団体・事業者を含む）・官・学等で構成する協議の場をつくる。
- 2) 協議事項達成のため、各主体は役割を分担する。
- 3) 各主体の責務達成負担の公平をはかる（助成金等の配慮）。
- 4) 功労者顕彰制度をつくる。

2. 市民の取り組むカーボンオフセット

カーボンオフセットは現行の認証制度のように大掛かりなものに限らず、環境NPO等が地域で手軽に促進する必要がある。カーボンオフセットの手法は、市民やEC等が取り組んでいる「ゆたかな里山づくり」、企業が取り組む「CSR」および「環境評価プログラム」において、市町村又は地域内の山林とCO2排出事業所間の締結が容易に応用できるし、NPOなどの活動がより促進される。

○法律・条令・資金措置・実践モデル・評価方式などの整備、人材育成

- 1) 都道府県に民（市民団体・事業者を含む）・官・学等で構成する「カーボンオフセット協議会」をつくる。
- 2) 当面は、認証申請費が必要な現行制度とは区分し、取り組むことまたは取り組み参加を奨励・促進を優先させることとし、主体的に参加した事業所には1)に掲げた協議会による認証に準ずる評価を行う。
- 3) 事業所と山林所有者の植林、間伐・搬出等の契約モデルをつくる。
- 4) 都市と農村など自治体間の協働取組を奨励する。
- 5) 既存組織との調整を図る。
- 6) 功労者顕彰制度をつくる。
- 7) この取組みを次世代の環境教育や生物多様性社会づくりに活用する。

3. 市町村に環境問題専門家を派遣

自治体とくに市町村の最大の問題は、環境問題対策の法的最低限の責務（条例制定・基本計画策定など）すら未整備な現状である。それゆえ自治体自らの環境対策もボトムアップな環境市民の活力利用も遅々としている。都道府県は、こうした市町村に環境カウンセラーなどの専門家を派遣し、地域の環境問題対策の基本的整備を行うほか、市町村民・児童に環境教育により認識を高め、実践的取組みを促進する必要がある。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

国：①協議・評価の場 ②立法等 ③財政 ④表彰等

都道府県：①協議・評価の場（自治体間協議を含む） ②条例等 ③資金 ④表彰等

市町村： ①協議・評価の場（自治体間協議を含む） ②条例等 ③資金 ④表彰等

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

政策の実施主体

活動実績顕著な団体・個人（以下「団体等」という。）とする。団体等は国・都道府県・政令指定都市が指定する。

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

③ 政策の概要の項に記載

⑦ その他・特記事項